

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和 ▲▲ 年度）

令和●●年●月●日

（あて先）浜松市長

産業廃棄物の種類ごとに排出量を記入してください。合計が正しければ、およその値で構いません。（例では合計4t）

報告者
住所 浜松市中区元城町●●-●●
氏名 ●●建設 株式会社 浜松支店 支店長 浜松 太郎
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
電話番号 053-●●●●-●●●●

押印の必要はありません。

プルダウンメニューから選んでください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和▲▲年度産業廃棄物管理票に関する報告書を提出し

交付枚数を産業廃棄物の種類の数で案分してください。（例では1枚で4種類なので各0.25枚）

事業場の名称		浜松市内工事現場		業種	06 総合工事業					
事業場の所在地		浜松市内各地		電話番号	053-●●●●-●●●●					
番号	産業廃棄物の種類	排出量	単位	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号（下6桁）	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号（下6桁）	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	0600：廃プラスチック類	1	t	0.25	123456	(株)浜松収運	063浜松市 中区 鴨江●●-●●	456789	(株)遠州破碎センター	運搬先と同じ
2	1200：金属くず	0.7	t	0.25	123456	(株)浜松収運	063浜松市 中区 鴨江●●-●●	456789	(株)遠州破碎センター	運搬先と同じ
3	0900：繊維くず	0.3	t	0.25	123456	(株)浜松収運	063浜松市 中区 鴨江●●-●●	456789	(株)遠州破碎センター	運搬先と同じ
4	0800：木くず	2	t	0.25	123456	(株)浜松収運	063浜松市 中区 鴨江●●-●●	456789	(株)遠州破碎センター	運搬先と同じ

- 備考
- この報告書は、産業廃棄物管理票の交付枚数を算出するための報告書として提出すること。
 - 同一の都府県内において、同一の事業場としてまとめた上で提出すること。
 - 産業廃棄物の種類が異なる場合は、それぞれ別々に記載すること。
 - 業種には、事業場の業種を記載すること。
 - 運搬又は処分委託を受けた場合は、「産業廃棄物の種類」として記載すること。
 - 処分場所には、処分場所の所在地を記載すること。
 - 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

処理業者の許可番号を記入してください。処理業者が複数の場合は分けて記入してください。自社の場合は空欄で結構です。

(株)、(有)等を含めて正確に記入してください。自社の場合は、「自社」と記入してください。

積替保管がある場合

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和 ▲▲ 年度）

令和●●年●月●日

（あて先）浜松市長

報告者

住所

浜松市中区元城町●●-●

氏名

●●工業 株式会社 浜松支店 支店長 浜松 太郎

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

053-●●●-●●●●

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和▲▲年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		●●工業 株式会社 浜松支店					業種	16：化学工業	
事業場の所在地		浜松市中区元城町●●-●					電話番号	053-●●●-●●●●	
番号	産業廃棄物の種類	排出量	単位	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号（下6桁）	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号（下6桁）	処分受託者の氏名又は名称
1	2520：照明機器（水銀使用製品産業廃棄物）	1	t	1	123456	㈱浜松収運	063浜松市 中区 鴨江●●-●		
2					123456	㈱浜松収運	063浜松市 中区 元城町●●-●	456789	㈱遠州破碎センター
3									

1行目は処分受託者記載不要

2行目産業廃棄物の種類、排出量、管理票の交付枚数は記載不要です。

1行目に積み替え保管場所の住所を記入、2行目に処分場所の住所を記入してください。

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

（日本産業規格 A列4番）